

狛江市シルバー ガイドブック (令和6年度版)



福祉保健部 高齢障がい課

目次

相談窓口	1
福祉総合相談（市役所）	1
民生委員・児童委員	1
ココシルこまえ 医療・介護・地域資源マップ	1
地域包括支援センター	2
こまほっとシルバー相談室（狛江団地）	3
こまほっとシルバー相談室（多摩川住宅）	3
多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶ	3
その他の相談窓口	4
患者の声相談窓口	4
東京消防庁救急相談センター	4
高齢者安心電話	4
コミュニティソーシャルワーカー	5
高齢者虐待について（相談窓口など）	6
狛江市消費生活センター	7
不動産担保型生活資金の貸付	7
活動・生きがい	8
老人クラブ（長寿会など）	8
シルバー人材センター	9
シニアふれあい食堂	10
狛江市エンディングノート	10
老人福祉センター	11
高齢者等生きがいポイント事業	12
敬老金・敬老記念品	12
スマホ相談所	13
狛江市生き生きノート（介護予防手帳）	13
健康づくり・介護予防	14
健康相談	14

健康診査.....	14
歯周病検診.....	15
在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療相談窓口.....	15
かくれ嚥下障がいの相談（摂食嚥下機能支援）.....	15
口腔機能向上プログラム.....	16
あいとびあセンタープール.....	16
認知症予防講座.....	17
通所型サービスB.....	18
うんどう教室・遊具.....	19
アクティブシニアサポーター養成講座.....	19

見守り..... 20

高齢者救急代理通報システム事業.....	20
福祉電話あんしんS（緊急通報装置）の使用料助成.....	21
電話訪問サービス.....	21
高齢者向けの食事の宅配事業者のご案内.....	22
高齢者のための熱中症予防スポット.....	22
居宅内からごみ置場への日常的なごみ出しサポート.....	23

サービス..... 24

笑顔サービス.....	24
シルバー人材センターの家事援助サービス.....	25
訪問型サービスB.....	25
居宅内に蓄積したごみの片付け費用の給付.....	26
理美容サービス.....	27
入浴券の交付.....	27
在宅高齢者等おむつ支給事業.....	28
おむつ代の医療費控除に必要な確認書の交付.....	28
自立支援住宅改修費給付事業.....	29
高齢者自立支援日常生活用具の給付.....	30
補聴器の購入費用の助成.....	32
福祉有償運送(ハンディキャブ).....	33
東京都シルバーパス.....	34
狛江市高齢者運転免許証自主返納推進事業.....	34

認知症支援	35
認知症普及啓発（認知症への正しい理解）	35
認知症家族支援	36
認知症高齢者位置情報提供サービス	38
認知症の早期発見・早期対応	39
あんしん狛江	40
成年後見制度	41
住まい	42
シルバーピア（いわど・のがわ・いずみ）	42
都営住宅（ポイント方式）	43
都営住宅（抽選方式）	44
都営住宅（随時募集）	44
都営住宅（毎月募集）	45
都営住宅（地元割当募集）	45
老人ホームなどの施設の概要	46
特別養護老人ホームの申込方法	47
特別養護老人ホーム（市内施設・市外協力施設）一覧表	48
みんなのあんしん介護保険	49
住まい探しの相談窓口	50
その他	51
障害者控除対象者認定書の交付	51
特別障害者手当	52

相談窓口

福祉総合相談（市役所）

【事業概要】

市役所2階にある福祉の総合相談窓口です。高齢者、障がいのある方、生活が困窮している方などの相談を受けています。

【窓口】

福祉相談課（03-3430-1111）

- ・高齢者・障がい者（児）の相談→相談支援係（03-3430-1246）
- ・生活保護の相談 →生活支援係（03-3430-1241）
- ・生活困窮全般の相談 →こまYELL（エール）（03-3430-1243）

民生委員・児童委員

【事業概要】

地域の身近な相談相手として、住民の立場に立ち、一人ひとりに寄り添いながら、主に福祉に関するさまざまな相談に応じています。また、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関と相談者をつなぐ役割を担っています。

民生委員・児童委員は、「人格を尊重し、秘密を守ること」「差別的な取り扱いをしないこと」などが民生委員法で義務付けられています。心配ごとや悩みごとがある方は、お気軽にご相談ください。お住まいの地区の民生委員・児童委員については、下記窓口までお問い合わせください。

【窓口】

福祉政策課福祉政策係（03-3430-1240）

ココシルこまえ 医療・介護・地域資源マップ

「ココシルこまえ 医療・介護・地域資源マップ」は、みんなでつくる地域福祉コミュニティです。シルバーガイドブックに掲載できなかった資源も掲載されています。二次元バーコードまたは <https://home.komae-iryoukaigotiiki-map.kokosil.net/ja/> にアクセス

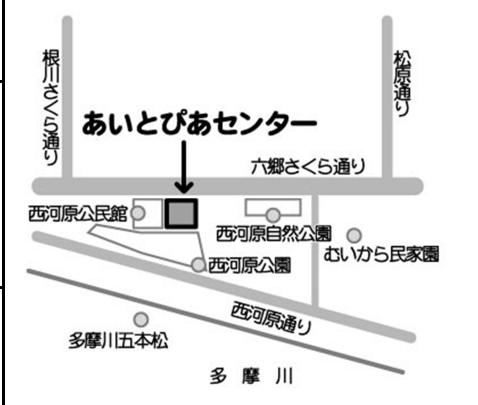




地域包括支援センター

【事業概要】

高齢者やその家族、地域に暮らす人などの介護に関する悩みや、虐待や認知症に関する相談を受けています。センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー、精神保健福祉士などが在籍しています。

【窓 口】

① あいとぴあ地域包括支援センター		 <p>The map shows the location of the Aito Pia Center. It is situated at the intersection of the Sagami Expressway (根川SA/ON通り) and the Sagami Expressway (松原通り). The center is marked with a square and labeled 'あいとぴあセンター'. Other nearby landmarks include the Sakuragaoka Community Center (西河原公民館), Sagami Natural Park (西河原自然公園), Sagami Park (西河原公園), and the Muihara Family Garden (むいから民家園). The Tamagawa River (多摩川) is also shown.</p>
担当地域	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉	
開所日時	月曜日～土曜日 (第3土曜日を除く。) 午前8時30分～午後5時30分	
所在地	元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内	
電話	03-5438-3565	
② 地域包括支援センターこまえ正吉苑		 <p>The map shows the location of the Komae Seikichi Garden. It is located near the intersection of the Sagami Expressway (八幡通り) and the Sagami Expressway (松原通り). The center is marked with a square and labeled 'こまえ正吉苑'. Other nearby landmarks include the Yatsuhashi Shrine (八幡神社), the Komae Seikichi Garden (こまえ正吉苑), the Sagami Expressway (小足立通り), the Sagami Expressway (卸台橋通り), the Sagami Expressway (公園通り), the Sagami Expressway (市民総合体育館), and the Sagami Expressway (狛江郵便局).</p>
担当地域	和泉本町・東野川・西野川	
開所日時	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分	
所在地	西野川2-27-23 電話 03-5438-2522	
③ 地域包括支援センターこまえ苑		 <p>The map shows the location of the Komae Garden. It is situated at the intersection of the Sagami Expressway (世田谷通り) and the Sagami Expressway (水道路). The center is marked with a square and labeled 'こまえ苑'. Other nearby landmarks include the Sagami Expressway (岩戸地域センター), the Sagami Expressway (一の橋通り), the Sagami Expressway (二の橋通り), the Sagami Expressway (第三小学校), the Sagami Expressway (第二中学校), the Sagami Expressway (第六小学校), and the Sagami Expressway (六小通り).</p>
担当地域	岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町	
開所日時	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分	
所在地	岩戸南4-17-17 電話 03-3489-2422	

こまほっとシルバー相談室（狛江団地）

【事業概要】

都営狛江団地の商店街の一角にある、高齢者やその家族などが困りごとなどを相談できる窓口です。地域の方々と連携して、高齢者の見守り活動を行っています。

【開所時間】

平日午前9時～午後5時（年末年始を除く。）

【場 所】

都営狛江団地商店街内（和泉本町4-7-27-106）

【窓 口】 こまほっとシルバー相談室 狛江団地（03-3430-7121）

こまほっとシルバー相談室（多摩川住宅）

【事業概要】

多摩川住宅エリアの根川さくら通り沿いにある、高齢者やその家族などが困りごとなどを相談できる窓口です。地域の方々と連携して、高齢者の見守り活動を行っています。

【開所時間】

平日午前9時～午後5時（年末年始を除く。）

【場 所】

根川さくら通り沿い（中和泉4-23-1 1階）

【窓 口】 こまほっとシルバー相談室 多摩川住宅（03-3480-6150）

多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶ

【事業概要】

対象者を限定することなく、子どもから高齢者まで市民誰もが、いつでも気軽に立ち寄ることのできる交流の場です。子育てから高齢者の見守り活動まで、幅広い困りごとに対応する職員が常駐しています。

【開所時間】

平日午前9時～午後5時（年末年始を除く。）※水曜日は子ども・若者向けです。

【場 所】

駒井町3-7-1（供養塚公園近く）

【窓 口】 多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶ（03-6774-4160）

その他の相談窓口

患者の声相談窓口

【事業概要】

患者が医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援します(平日9時～正午、午後1時～5時)。

【窓 口】

多摩府中保健所医療安全支援センター (042-362-4691)

東京消防庁救急相談センター

【事業概要】

急病やケガで対応に迷った際に、受診等の判断や応急手当のアドバイス、医療機関案内など、24時間年中無休で対応します。

【窓 口】

東京消防庁 (#7119 または 042-521-2323)

高齢者安心電話

【事業概要】

高齢者やその家族の抱える保健や福祉に関わる心配ごとや悩みごとについて情報提供を主とした相談を受けています(毎日午後7時30分～10時)。

【窓 口】

公益社団法人東京社会福祉士会 (03-5944-8640)

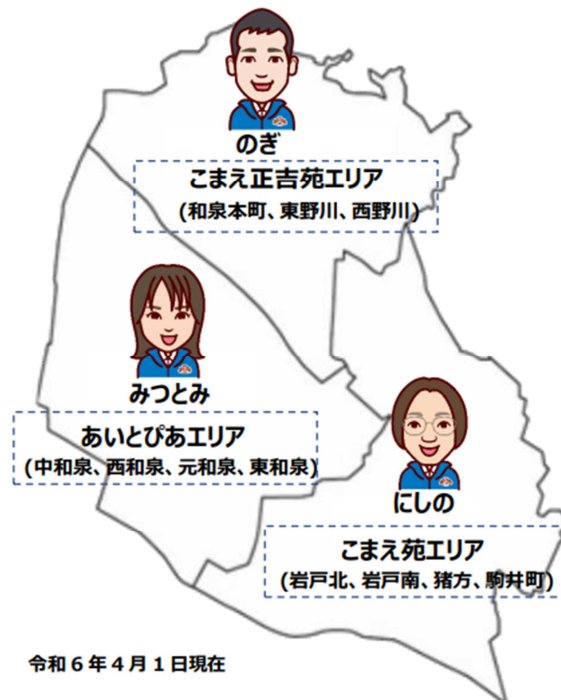
コミュニティソーシャルワーカー

【事業概要】

高齢、障がい、子どもなどの種別を問わず、今ある制度では解決しにくい困りごとを抱えている方に寄り添い、一緒に考え、その解決に向けたお手伝いをします。また、一人ひとりの支援に加え、地域づくりのパートナーとして、地域の支えあいの支援を行います。

【対象者】

あいとぴあエリア（中和泉、西和泉、元和泉、東和泉）、こまえ苑エリア（岩戸北、岩戸南、猪方、駒井町）及びこまえ正吉苑エリア（和泉本町、東野川、西野川）にお住まいの方で福祉に関する困りごとのある方



【受付時間】

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

【窓口】

狛江市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー担当
(03-3488-0313)

高齢者虐待について（相談窓口など）

【事業概要】

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに市町村に通報することとされています。法律では、以下の5つの行為が高齢者虐待として定義されています。

- ・身体的虐待：(例) 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
- ・介護・世話の放棄・放任：(例) 介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
- ・心理的虐待：(例) 脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。
- ・性的虐待：(例) 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ・経済的虐待：(例) 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【窓 口】

虐待を受けたと思われる高齢者のお住まいの地域が、

- ①中和泉・西和泉・元和泉・東和泉地域の方は
あいとぴあ地域包括支援センター（03-5438-3565）へ。
- ②和泉本町・東野川・西野川地域の方》は
地域包括支援センターこまえ正吉苑（03-5438-2522）へ。
- ③岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町地域の方》は
地域包括支援センターこまえ苑（03-3489-2422）へ。

福祉相談課相談支援係（03-3430-1246）

狛江市消費生活センター

【事業概要】

架空・不当請求や訪問販売、電話勧誘販売、インターネットにおける契約などのトラブル、クーリング・オフについてのアドバイスなど、消費者契約一般について、消費生活相談員が相談を受け付けています。

【受付時間】

平日（土日祝日、年末年始を除く。）

午前9時～正午、午後1時～3時

【その他】

契約トラブルや被害を未然に防ぐため、広報こまえに相談事例を掲載するほか、事例をまとめた「くらしの豆知識」を配布しています。

【窓口】

狛江市消費生活センター（狛江市役所2階 03-3430-1111）

不動産担保型生活資金の貸付

【事業概要】

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度です。※貸付契約終了時に不動産を売却して貸付元利金を償還していただきます。

【対象者】 次のいずれにも該当する高齢者世帯。ただし、生活保護世帯及び公的資金を借受中の世帯は、原則対象外です。

- | |
|---|
| <p>(1) 借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯
※同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、共有の不動産も含む。</p> <p>(2) 世帯の構成員が原則として65歳以上</p> <p>(3) 世帯の構成が①単身、②夫婦のみ、③①又は②の親が同居のいずれか</p> <p>(4) 世帯員の収入が市民税非課税又は均等割課税程度の低所得世帯</p> |
|---|

【対象不動産（土地・建物）】

1. 賃借権などの利用権及び抵当権などの担保権が設定されていない。
2. 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅（集合住宅不可）。
申込みの前に事前審査があります。申込みから貸付金交付までは数か月かかりますので、あらかじめご了承ください。

【窓口】 狛江市社会福祉協議会 生活福祉資金担当（03-3488-0294）

活動・生きがい

老人クラブ（長寿会など）

【事業概要】

会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーションなどの活動、地域社会との交流を目的として、会員が自主的に活動を行う組織です。

名 称	主な活動地域
第一長寿会	中和泉二～五丁目
第二長寿会	岩戸南全域
第三長寿会	東野川全域
南部長寿会	猪方全域
あづま会	岩戸北全域
第五長寿会	中和泉一丁目、元和泉全域
第六長寿会	東和泉全域
あすなる会	西野川全域
和泉本町健康クラブ	和泉本町全域 (都営狛江団地を除く。)
駒井町健康クラブ	駒井町全域
狛江団地若草会	和泉本町四丁目7番(都営狛江団地)
狛江団地健康クラブ	和泉本町四丁目7番(都営狛江団地)
はなみずき会	狛江セントラルハイツ
百の会	西和泉全域
ハイタウンかわせみ会	狛江ハイタウン ※連合会は未加入

【対象者】

市内在住のおおむね 60 歳以上の方

【費 用】

会費 1,200 円／年 *クラブにより別途費用がかかる場合があります。

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1251)

シルバー人材センター

【事業概要】

高齢者の生きがいづくりと活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、企業や家庭、公共団体などから、地域社会に密着した臨時的、短期的かつ軽易な仕事を有償で引き受け、これを登録会員に提供します。提供を受けた会員は、就業の実績に応じて一定の配分金を受け取ります。

【対象者】

市内在住の60歳以上の方、健康で就業意欲のある方

【手続き（方法、期間）】

入会を希望する方は入会説明会にご出席ください（事前予約が必要です）。入会説明会は原則として、毎月1回第2月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日火曜日）午後1時から約2時間シルバー人材センターで行っています。また、毎週月・水・土の午前10時～午後4時（祝日を除く。）はいずみ支所でも入会説明会の事前予約を行っています。

【費用】

会費 2,000 円／年

【窓口】

狛江市シルバー人材センター本所：猪方 4 - 13 - 1 （03-3488-6735）

狛江市シルバー人材センターいずみ支所：岩戸北 2 - 1 - 18）

狛江市シルバー人材センターHP：<https://www.komae-sjc.jp/>



シニアふれあい食堂

【事業概要】

地域の高齢者の会食を通じた交流の場を確保するため、「シニアふれあい食堂」を開催しています。

	団体名・連絡先	開催日時	場所	参加費
1	つどいの場みらい 03-6773-9084 080-7994-9929 担当：市川	毎月第一金曜日 午後1時～午後2時	つどいの場みらい 中和泉2-3-13	100円
2	月末食堂 090-1803-8319 担当：市原	毎月第四木曜日 午後5時～午後6時 *時間は季節により異なることがあります。	スペース102 東和泉1-32-3-102	300円

【対象者】

市内在住のおおむね65歳以上の方


【手続き】

直接上記の団体にお申込みください。


【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

狛江市エンディングノート



**おすすめ
の一冊！**



これからも
へむきに
がおで

狛江市
エンディングノート

名前
狛江市 / NPO 法人狛江共生の家

ご自身の最期を見つめて、後に残る人に伝えておきたい想いや情報を整理し、これからの人生を前向きなものとするためのお手伝いをするノートです。

- ・葬儀、お墓のこと
- ・渡したいもの
- ・家族、親族、友人等へのメッセージ

「NPO法人狛江共生の家」共同制作

老人福祉センター

【事業概要】

市内在住の60歳以上の高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を総合的に提供することを目的として、老人福祉センターを開館しています。

【対象者】

市内在住の60歳以上の方

【手続き】

老人福祉センターの使用には、狛江市老人福祉センター使用承認証が必要です。使用をご希望の方は市役所福祉総合相談窓口で申請してください。発行が決定した方には、使用承認決定通知書と使用承認証を郵送によりご自宅にお送りします。老人福祉センター使用の際は、使用承認証を受付でご提示ください。

【費用】

無料

【場所】

あいとぴあセンター地下1階

【利用可能施設】

- (1) 和室
- (2) 休憩コーナー
- (3) ボランティア室（要予約）

【利用可能日時】

午前9時～午後5時（第3土曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く。）

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

高齢者等生きがいポイント事業

【事業概要】

介護予防に関連するイベントへの参加やウォーキングなどでスマートフォンのアプリに貯まる電子ポイントです。貯まったポイントは、NTTドコモが運営する「dポイント」と1ポイントごとに交換することができます。

【対象者】 市内在住の40歳以上の方

【実施期間】 通年

【手続き】

- (1) 「ココシル」アプリをインストールする。
- (2) 「ココシル」アプリ内で会員登録し、「狛江市高齢者等生きがいポイント」にログインする。
- (3) ポイント対象イベントへの参加やウォーキングに参加する。

※会員登録やログイン方法等の操作がご自身で難しい場合については、13ページ記載の「スマホ相談所」を活用してください。スマートフォンには個人情報に関わる情報が多いため、漏洩防止の観点から、市役所窓口でのスマートフォンの操作方法についての対応は行いません。

【窓口】 高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

敬老金・敬老記念品

【事業概要】

市内に居住する高齢者に長寿のお祝いとして、敬老金または記念品を支給します。

【対象者】

当該年度9月1日現在、狛江市の住民基本台帳に登録されている満77歳、満88歳及び満99歳の方

【支給内容】

満77歳の方 現金 5,000円
満88歳の方 現金 8,000円
満99歳の方 1万円相当の記念品

【支給方法】

9月下旬に郵送によりお届けします。申請は不要です。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

スマホ相談所

【事業概要】

狛江市シルバー人材センター会員が相談員となり、スマホの基本的な使い方や「狛江市高齢者等生きがいポイント」を利用したサービスの操作支援や説明を行います。電話予約の方が優先です。

※相談できる内容は基本的な操作となります。

※端末の設定変更や個別のアプリの操作方法については、お受けできない場合がございます。

【対象者】

スマートフォンをお持ちで、使い方が不慣れな方

【開設日時】

毎週月曜日及び金曜日の午後2時～午後5時

原則1回30分

【場 所】

市役所2階ロビー

【手続き】

狛江市シルバー人材センター（03-3488-6735）へ電話でご予約ください。

【費 用】

無料

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

狛江市生き生きノート（介護予防手帳）

おススメ
の一冊！



いつまでも元気に自分らしく暮らしていくために、高齢者の健康づくり（介護予防）に役立つ情報をまとめたノートです。

市内で活動できる場が紹介されており、ご自身の活動記録にも活用できます。

健康づくり・介護予防

健康相談

【事業概要】

健康に関する相談に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が面接や電話で応じます。

【対象者】

市内在住の方

【受付日時】

平日午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

【受付場所】

あいとぴあセンター

※随時対応しますが、担当者が不在の時もありますので、事前にお問合せください。

【窓 口】

健康推進課健康衛生係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

健康診査

【事業概要】

生活習慣病の予防・早期発見のために、市内の健診実施医療機関で問診、身体測定、血圧測定、検尿、血液検査などの検査を行います。

ただし、医師が必要と判断した方については、心電図、眼底検査、胸部レントゲン検査などを実施します。

【対象者】

後期高齢者医療制度に加入されている75歳以上の方（後期高齢者医療制度に加入されている65歳～74歳で一定の障がいがある方を含む。）及び40歳以上の生活保護受給者

【手続き】

対象者には受診券を送付します。受診券及び保険証または、資格確認書を必ず持参し、市内の健診実施医療機関で受診してください。実施期間などは、広報こまえまたは、受診券と一緒に送付する案内をご確認ください。

【窓 口】

健康推進課健康衛生係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

歯周病検診

【事業概要】

市内実施医療機関で歯科健診・歯ぐきのチェックなどを行います。

【対象者】

市内在住の40歳以上の方（今年度中に40歳になる方を含む。）

【手続き】

直接実施医療機関に電話でご予約ください。実施医療機関の詳細は市ホームページ等でご確認ください。

【窓口】

健康推進課健康衛生係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療相談窓口

【事業概要】

在宅で寝たきりの状態にあり、通院による歯科診療を受けることが困難な方に、訪問診療についてご案内します。かかりつけ歯科がない、相談する場所が分からないなど、いつでもご相談ください。

【対象者】

市内の居宅に在住の65歳以上の寝たきりの方及びこれに準ずる状態にある方で、通院による診療を受けることが困難な方

【窓口】

健康推進課健康衛生係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

かくれ嚥下障がいの相談（摂食嚥下機能支援）

【事業概要】

加齢や病気などで、食べる機能が低下して、むせる（咳き込む）、飲み込みにくい、食べる量が減ったなどの症状が出る場合があります。誤嚥性肺炎や窒息事故につながる場合もあるため、早めに気づき、対応することがとても大切です。気になることがありましたらご相談ください。

【対象者】

市内在住の方

【窓口】

健康推進課健康衛生係（あいとぴあセンター内）（03-3488-1181）

口腔機能向上プログラム

【事業概要】

お口の健康について、講義、実習、健口体操を通じて学びます。

【対象者】

65歳以上の方

【手続き（方法、期間）】

詳細は広報こまえでお知らせします。

【費用】

無料

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

あいとびあセンタープール

【事業概要】

あいとびあセンター4階の室内温水プールを開放しています。

【対象者】

- （1）市内にある障がい者施設・団体
- （2）市内在住の障がい者の方
- （3）市内在住の65歳以上の方

【利用登録】

半年ごとに前期、後期（日曜日は通年）に分けて募集します。窓口で登録申請をしてください。詳細は、広報こまえ8月～9月号及び2月～3月号に掲載します。

※申込者多数の場合は抽選になります。

【費用】

個人利用の方 1,000円

団体利用の方 高齢障がい課障がい者支援係までお問合せください。

【窓口】

高齢障がい課 対象者（1）、（2）の方 障がい者支援係（03-3430-1249）
対象者（3）の方 高齢者支援係（03-3430-1251）

認知症予防講座

【事業概要】

絵本の読み聞かせ講座を開催しています。

読み聞かせ方法（発声、選書、感情表現等）の習得と実践、受講後の活動を支援します。認知機能の維持・向上と社会貢献を同時に行うことができます（全 17 回）。

【対象者】

おおむね 65 歳以上の方

【手続き（方法、期間）】

詳細は広報こまえでお知らせします。

【費用】

無料

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

通所型サービス B

【事業概要】

住民ボランティアが主体となって、体操や運動等の活動を行う「通いの場」です。要支援認定者等の高齢者を中心に、誰でも参加することができます。

	団体名	活動場所	活動日時
1	野川元気スクール	野川地域センター	月曜日午前
2	狛江元気スクール	上和泉地域センター	木曜日午前
3	和泉元気スクール	上和泉地域センター	木曜日午前
4	参番館元気スクール	野川地域センター	月曜日午前
5	えがおいきいき	あいとびあセンター	水曜日午前
6	令和クラブ	あいとびあセンター	火曜日午前
7	ハンズプレイス	グラントメゾン	水曜日午後
8	野川友の会	野川地域センター	水曜日午前
9	南部友の会	南部地域センター	金曜日午前
10	「コグニサイズ」 チャレンジクラブ	和泉多摩川地区センター	水曜日午前

【対象者】

おおむね 65 歳以上の方（随時申込み受付）

【費用】

団体により異なる（無料から月 2,000 円まで）。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

うんどう教室・遊具

【事業概要】

市の指定する講習を受講した市民が、「高齢者運動推進員」となって運営する教室です。公園に設置された運動遊具を使って簡単な体操を行います。

【対象者】

おおむね 65 歳以上の方

【手続き（方法、期間）】

事前予約は不要です。動きやすい服装でお越しください。

活 動 場 所	活 動 日 時
西河原公園	第 1・3 金曜日 午前 10 時 30 分～
藤塚第四児童公園	第 1・3 金曜日 午後 2 時～
谷戸橋南広場	第 2・4 木曜日 午前 10 時 30 分～
岩戸川緑地公園	第 2・4 木曜日 午後 2 時～

【費 用】

無料

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

アクティブシニアサポーター養成講座

【事業概要】

場所を問わず継続して行うことができる運動方法について学び、介護予防活動の担い手として活躍できる方を養成します。講座を修了した方は、「高齢者運動推進員」として市内で活動することができます。

【対象者】

40 歳以上の方で介護予防活動のボランティアに興味がある方

【手続き（方法、期間）】

広報こまえで受講生を募集します。詳細は掲載記事をご確認ください。

【費 用】

無料

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

見守り

高齢者救急代理通報システム事業

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者の居宅に、人の動きを感知する生活リズムセンサーや緊急通報ボタンを設置（貸与）し、孤独死の防止及びひとり暮らしに対する不安感の解消を図ります。

利用者が緊急通報ボタンにより通報した時、また、一定時間生活リズムセンサーに生活反応がない時に市が委託する事業者（民間の警備会社）に通報されます。通報を受けた委託事業者は、安否確認をしたうえで現場へ急行し、状況に応じて救急要請及び事前に登録された緊急連絡先に連絡します。

※固定電話回線が必要です（一部の回線では利用できない場合があります。）。また、事前に委託事業者に鍵を預けていただきます。

※機器はレンタル品です。利用取消しの際には、返却していただきます。

【対象者】

市内在住の75歳以上のひとり暮らしで、心臓などに慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方

【手続き（方法、期間）】

窓口で申請後、地域包括支援センター職員及び委託事業者が訪問調査を行い、市が利用の可否を決定します。

【費用】

住民税課税の方：月額330円（消費税込）（※委託事業者による口座振替）

非課税の方：無料

※機器設置・撤去に要する費用の利用者負担はありません。ただし、転居などにより再設置に要する費用は実費負担が発生します。また、機器などの電気料金、通報及び保守点検時の電話料金などは全額利用者の負担となります。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）または

各地域包括支援センター（2ページ参照）

福祉電話あんしんS（緊急通報装置）の使用料助成

【事業概要】

高齢者が身体の不調等緊急の状態に陥った場合、事前に登録した親族や知人の方に通報することにより緊急事態を知らせることができる「緊急通報ボタン」の設置（貸与）費用及び機器の使用料を助成します。

※NTT回線のみ取付けが可能です（NTT@リビングは解約する必要があります。）。

※機器はレンタル品です。助成取消しの際には、返却していただきます。

【対象者】

市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、または同居家族が日中不在にしがちな世帯の方

【費用】

無料

【手続き（方法、期間）】

窓口で申請し、助成決定後にNTTの社員が機器設置に伺います。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）または
各地域包括支援センター（2ページ参照）

電話訪問サービス

【事業概要】

ボランティアグループ「狛江電話訪問はとの会」が、高齢者や外出の困難な方、地域社会から孤立しがちな方に対し、電話を通じた見守り活動と孤立死防止の活動を行っています。研修を積んだボランティアが定期的に電話をかけ（電話訪問）、不安感・孤立感を解消することで、精神的な安定を図るとともに、安否などを確認します。なお、守秘義務により、会話の中で知り得たプライバシーに関する情報は一切口外しません。

【対象者】

市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢世帯、外出困難な障がいのある方

【電話訪問日】

週2回（月曜日と木曜日または火曜日と金曜日）午後1時30分～午後4時

【窓口（取り次ぎ）】 狛江市社会福祉協議会（03-3488-0294）

高齢者向けの食事の宅配事業者のご案内

【事業概要】

狛江市に登録した民間の宅配事業者が定期的に栄養バランスのとれた食事を配達します。安否確認のサービスを行っている事業者は、配達時に安否確認をします。

市または各地域包括支援センターで配布している「お食事の宅配事業者のご案内」より希望に合ったお店をお選びください。

「お食事の宅配事業者のご案内」は、市ホームページでも入手可能です。

【対象者】

市内在住の65歳以上の方

【利用方法】

- (1) 「お食事の宅配事業者のご案内」より希望に合ったお店を選ぶ。
- (2) お店の申込み先に記載されている連絡先へ注文する。
- (3) 食事の宅配を受ける。
- (4) 利用料金のお支払いをする。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）または
各地域包括支援センター（2ページ参照）

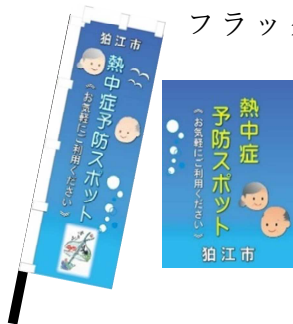
高齢者のための熱中症予防スポット

【事業概要】

各種施設のご協力により、暑い日の外出時に涼んでひと休みできる熱中症予防スポットを設置し無料で開放しています。

【実施期間】

夏季（おおむね6月～9月）の間、原則午前10時～午後4時に実施しますが、時間帯は各施設により異なります。実施中は、のぼり旗もしくはフラッグを立てていますので、目印にしてください。



【協力施設】

地域包括支援センター、シルバー人材センター、有料老人ホーム、グループホーム、薬局、郵便局、コンビニエンスストア等のうち、ご協力いただいている施設

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

居宅内からごみ置場への日常的なごみ出しサポート

【事業概要】

認知症や精神疾患による機能の低下により、ごみを排出することができない高齢者に対し、シルバー人材センターの会員がごみ出しの指定時刻までに訪問し、前日までにまとめたごみ(可燃ごみは原則週1回、資源ごみは原則月1回)の排出をサポートします。

【対象者】

次のすべての要件を満たす市内在住の方

- (1)本人の居宅に居住する方がいずれも 65 歳以上である方
- (2)本人の居宅に居住する方がいずれも 市民税非課税である方
- (3)本人の居宅に居住する方、または訪問介護支援等（ヘルパー等）の利用により、居宅内のごみをまとめることができる方（ごみをまとめる等の居宅内の支援は行いません。）
- (4)本人の居宅に居住する方がいずれも、要介護認定に伴う主治の医師等の意見書において、次の要件のいずれかに該当する方
 - ア 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b 以上であること
 - イ 障害高齢者の日常生活自立度が B 2 以上であること

認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以下、障害高齢者の日常生活自立度が B 1 以下の場合でも、地域包括支援センター職員、介護支援専門員（ケアマネージャー）、ケースワーカーが作成した居宅内ごみ出しサポート事業意見書を提出し、市長の認定を受けた場合は、対象となる可能性があります。

【費用】

無料

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

サービス

笑顔サービス

【事業概要】

高齢者や障がい者（児）、子育て中の方などが困ったとき、地域住民の協力によりサービスを提供する、会員制による有料の支えあい活動です。利用する方は、狛江市社会福祉協議会の会員になっていただくことが必要です（年会費一口 1,000 円以上）。

【対象者】

市内在住のおおむね 65 歳以上の方や障がい者（児）、子育て中の方（産前及び産後 1 か月から就学前の子どものいる家庭）など日常生活に支援を必要とする方

【サービス内容】

家事援助サービス	住居などの掃除、衣類などの洗濯、生活必需品の買い物、食事作りなど
介助サービス	通院介助、外出介助など
その他の簡易なサービス	見守り、話し相手、趣味活動の手伝いなど
子育て支援サービス	保護者と一緒に行う育児や家事などの補助

【利用料金・利用時間】

対 象	利用時間	利用料金
高齢者及び障がい者 (児)への援助※	月～土曜日、午前 9 時～午後 5 時	1 時間 800 円
	上記以外の時間帯※	1 時間 1,000 円
子育て世帯への援助	月～土曜日、午前 9 時～午後 5 時	1 時間 1,000 円

※「高齢者及び障がい者(児)への援助」のうち、同居家族等も使用する共有部分の掃除、整理整頓を含むサービスの利用料金は 1 時間 1,000 円になります。（第 3 土曜日・祝日・年末年始を除く月～土曜日の午前 9 時～午後 5 時のみ対応）

※ 第 3 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は、原則として利用できません。

【窓 口】

狛江市社会福祉協議会笑顔サービス（03-3488-0787）

シルバー人材センターの家事援助サービス

【事業概要】

シルバー人材センターに登録している健康で就業意欲のある高齢者（原則60歳以上）が、有償で家事のお手伝いをします（掃除、洗濯、調理、食事作り、買物、部屋の片づけなど）。

【対象者】

市内での仕事に限ります。

【手続き（方法、期間）・費用】

詳細は、狛江市シルバー人材センターにお問合せください。

【窓 口】

狛江市シルバー人材センター本所：猪方4-13-1（03-3488-6735）

訪問型サービスB

【事業概要】

住民ボランティア等が、掃除、買い物、調理、洗濯等の簡単な生活援助を行います。

【対象者】

次のいずれかに該当する市内在住の方

- （1）要支援1または2の認定を受けた方
- （2）「基本チェックリスト」の判定の結果、総合事業対象者の基準に該当した65歳以上の方

【手続き】

ケアマネジメントを受けていただいたうえで、適切なサービスを決定します。

※初めて訪問型サービスBを利用する場合は、要介護、要支援認定の申請が必要です。

【費用】

介護保険負担割合に応じ、（1回あたり）1割負担の方200円、2割負担の方400円、3割負担の方600円

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

居宅内に蓄積したごみの片付け費用の給付

【事業概要】

認知症や精神疾患に起因する認知機能の低下により、居宅内（居宅の属する敷地を含む。）に著しく大量のごみが蓄積した高齢者に対し、蓄積したごみの片付けに伴う費用を給付します。

【対象者】

次のすべての要件を満たす市内在住の方

- (1) 本人の居宅に居住する者がいずれも 65 歳以上の方
- (2) おおむね 10 m³を超える量のごみが居宅内に堆積していることにより、衛生面等で著しく劣悪な環境にある居宅に現に居住している方
- (3) 本人の居宅に居住する者がいずれも市民税非課税である方（生活保護受給者を除く。）
- (4) 本人の居宅に居住する方がいずれも、要介護認定に伴う主治の医師等の意見書において、次の要件のいずれかに該当する方
 - ア 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b 以上であること
 - イ 障害高齢者の日常生活自立度が B 2 以上であること認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以下、障害高齢者の日常生活自立度が B 1 以下の場合でも、地域包括支援センター職員、介護支援専門員（ケアマネージャー）、ケースワーカーが作成した居宅内ごみ出しサポート事業意見書を提出し、市長の認定を受けた場合は、対象となる可能性があります。

【対象経費】

一世帯あたり 20 万円を上限として給付します（上限額に達するまでの申請回数は問いません。）。ごみの片付け費用のほか、消毒費用等の衛生的な居住環境を整えるために必要な費用全般を対象とします。ただし、狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例第 49 条第 1 項に規定する廃棄物処理手数料（ごみ袋の料金、粗大ごみの手数料等）は、申請者が費用を負担します。

給付金は、ごみの収集・運搬作業を受託した事業者由市から直接支払います（上限額を上回る費用は、申請者が直接ごみの収集・運搬作業を受託した事業者を支払います。）。ごみの収集・運搬は、必ず一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼してください。

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

理美容サービス

【事業概要】

常時寝たきりなどで在宅の方に対し、実施店において散髪またはカットを年6回受けることができる理美容サービス券を交付します。

【対象者】

市内在住で在宅生活を送る方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 要介護4または要介護5と判定された方
- (2) 要介護3と認定され、かつ主治医意見書に記載された障害高齢者の日常生活の自立度がB1からC2までの方

【手続き】

事前に窓口で申請してください。

【費用】

市の助成金額を超えた場合は、自己負担額が生じる場合があります。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

入浴券の交付

【事業概要】

健康保持と保健衛生の向上のため、自宅に入浴施設のない方に対し、狛江市・調布市の公衆浴場や世田谷区の一部公衆浴場で利用できる入浴券を月4枚交付します。

【対象者】

市内在住の65歳以上で自宅に入浴施設がない、または、やむを得ない事情により自宅の入浴施設を使用できない状況にあり、常時公衆浴場を利用する方で、市民税が非課税の方（ただし、生活保護受給者で生活扶助を受給している方は除きます。）

【手続き】

窓口で申請後、市が自宅の状況を確認し、利用の可否を決定します。

入浴券の再発行はしませんので、紛失することがないようにしてください。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

在宅高齢者等おむつ支給事業

【事業概要】

在宅生活で常時おむつを使用している高齢者等に対して、おむつを支給し、在宅生活の継続を支援します。

【対象者】

市内在住で在宅生活を送る方で、次のいずれにも該当する方

- (1) 要介護3から要介護5までの方
- (2) 常時おむつを使用している方

【支給内容】

カタログから選択した商品を委託事業者がご自宅等へ配送します。

【手続き】

事前に窓口で申請してください。

【費用】

1月あたり5,000円を超えた部分の3割が、自己負担となります(100円未満切捨て)。

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1251)

おむつ代の医療費控除に必要な確認書の交付

【事業概要】

本人、または扶養者がおむつ代を医療費控除として申告する場合、医師の証明書が必要です。ただし、次の対象者に該当する方は、市が交付する「確認書」でも申告することができます。

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- (1) おむつ代を医療費控除として、申告することが2回目以降の方
- (2) 医療費控除の対象となる年の12月31日時点で要介護1以上の認定を受けている方
- (3) 介護保険主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1以上で、尿失禁発生可能性にチェックされている方

【窓口】

高齢障がい課介護保険係 (03-3430-1262)

自立支援住宅改修費給付事業

【事業概要】

住宅をバリアフリー化するための改修費用を給付します。対象者、工事内容は下の表のとおりです。なお、現在動作困難な箇所を解消する福祉的な工事が対象であり、将来的な不安や古くなったことによる修理や取替えは対象となりません。

改修区分	工事内容	対象者	負担限度額
予防改修	手すりの取り付け、段差の解消、床・通路面の材料変更、扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え	市内在住の65歳以上で介護保険の要介護認定で自立と判定された方	200,000円
設備改修	浴槽の取替え（高さ、深さを浅くする工事など）	市内在住の65歳以上で介護保険の要介護認定で自立・要支援・要介護と判定された方	379,000円
	流しまたは洗面所の取替え		156,000円
	便器の取替え		106,000円

【負担額】

上の表の負担限度額を上限とした改修費用の1割から3割（介護保険サービスの負担割合に準じます。ただし、生活保護を受けている方は、自己負担はありません。）負担限度額を超える額については、全額自己負担となります。

【手続き】

申請書に理由書、工事計画書、改修前後の平面図及び立面図、見積書、改修前後の写真及び住宅改修承認書（自己所有以外の家屋に居住している場合）を添えて、改修工事前に窓口で申請してください。改修後の申請はできません。申請後、市が現地調査を行ったうえで、利用の可否を決定します。

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）または各地域包括支援センター（2ページ参照）

高齢者自立支援日常生活用具の給付

【事業概要】

高齢者の自立した生活を支援するため、日常生活用具（31ページの表参照）を給付します。ただし、介護保険法上の福祉用具貸与、特定福祉用具購入が利用できる場合は給付の対象となりません。

【対象者】

市内在住の65歳以上の高齢者で、表に定める対象者に該当する方

【手続き（方法、期間）】

用具の購入の前に窓口で申請してください（購入後の申請はできません）。地域包括支援センター職員が訪問調査を行い、市がサービス利用の可否を決定後、業者から用具をお届けします。

【費用】

表の基準額を上限に、購入価格に対象者ごとに定める割合を乗じて得た額（100円未満は切捨て）

なお基準額を超える額については、全額自己負担となります。

《対象者ごとに定める割合》

生活保護受給者：免除

世帯全員の市民税が非課税の場合：1割

世帯に市民税課税所得者がいる場合：2割

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）または
各地域包括支援センター（2ページ参照）

種 目	対象者	性能等	基準額
入浴補助用具	介護保険非該当者 で、入浴動作に支障 がある方	座位の維持、浴槽へ の入水等の補助が可 能なもの	20,000 円
T 字杖	歩行に支障がある 方。ただし、要介護 2 から要介護 5 の方は 対象外とする。	次のすべてに該当す る性能を有するもの (1)高齢者の身体機 能の状態を十分踏ま えたものであって、 必要な強度と安定性 を有するもの	5,000 円
シルバーカー	歩行に支障がある 方。ただし、要介護 3 から要介護 5 の方は 対象外とする。	(2)転倒防止、立ち 上がり動作の補助等 の目的に適合するも の	24,000 円
電磁調理器	認知症又はもの忘れ 等がある方で、次の いずれかに該当する 世帯に属する方 (1)ひとり暮らしま たは 65 歳以上の高 齢者のみの世帯 (2)同居者の就労等 の理由により、常時 6 時間以上 65 歳以 上の高齢者のみの世 帯となる日が週 3 日 以上となる世帯 (3)同居者の疾病等 の理由により実質的 に 65 歳以上の高齢 者のみで構成される 世帯	炎を生じさせず電磁 作用によって鍋等を 発熱させる調理器 で、卓上型かつ加熱 式のコンロ部分が二 口以下であること。	20,000 円

補聴器の購入費用の助成

【事業概要】

聴力機能の低下により、家族や友人等とコミュニケーションがとりにくく、日常生活に不便を感じている軽中等度難聴の方に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

【対象者】

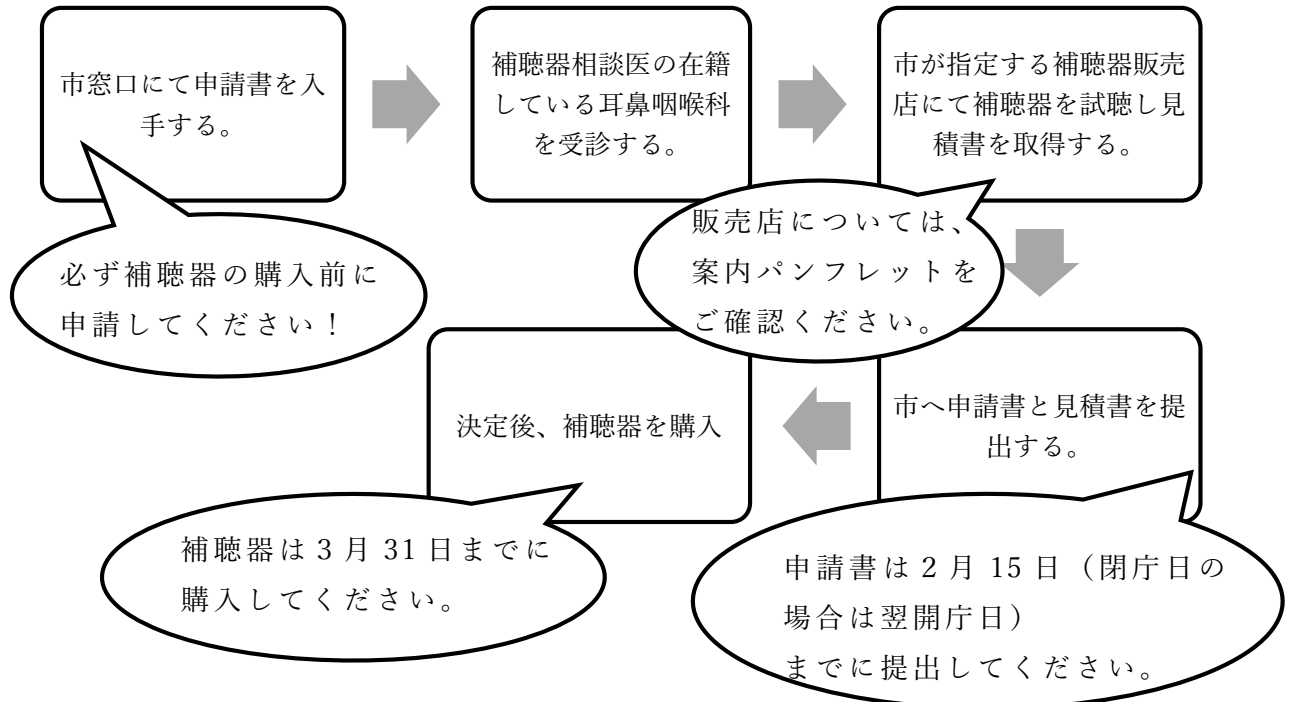
申請日において、以下の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している満 18 歳以上の方
- (2) 住民税が非課税の方または、住民税は課税であるが前年の合計所得金額が 210 万円以下の方
- (3) 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない方（身体障害者手帳の認定基準に該当しない）
- (4) 聴力が両耳とも 30 デシベル以上 70 デシベル未満である方
- (5) 過去 5 年以内にこの事業による助成金の交付を受けたことがない方

【助成額】

助成上限額：40,000 円（購入額が助成上限額に満たない場合は、購入費が助成額となります。）

【手続き】



【窓 口】 高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

福祉有償運送(ハンディキャブ)

【事業概要】

バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある方の移動を支援するサービスです。

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 介護保険証の交付かつ要支援または要介護認定を受けている方
- (3) その他肢体不自由、内部、知的、精神、その他の障がい（発達障がい、学習障がいを含む。）のある方

【サービス内容】

原則狛江市内及び隣接市区（発着地のいずれかが市内であること）における次のいずれかの内容

- (1) 医療機関への通院、入退院及び健診
- (2) 福祉施設への通所、入退所
- (3) 公共機関・福祉団体主催の事業への参加及び手続き
- (4) 余暇活動等の社会参加

※原則介護者の付き添いが必要です。

【利用時間】

月～金曜日（休日及び年末年始を除く。）午前9時から午後5時まで

【手続き（方法、期間）】

事前の会員登録（年会費 3,000 円）が必要です。会員登録にあたり、ご自宅を訪問し利用希望者の状況を確認します。予約制（先着順）ですので、電話または窓口にてお申込みください。

【利用料】

初めの 60 分 1,200 円。以降 30 分ごとに 600 円加算、車両待機料金 30 分につき 300 円（※配車及び帰庫に要する時間も利用時間に含みます。また有料駐車場などの実費は別途ご負担いただきます。）

【窓 口】

狛江市社会福祉協議会サービス事業課障がい支援係（03-3488-0294 直通電話 080-4957-9695 FAX 03-3430-9779）

東京都シルバーパス

【事業概要】

高齢者の社会参加の促進を図るため、東京バス協会が都営地下鉄、都電、都バス、都内の民営バスに乗車できるシルバーパスを発行します。

【対象者】

70歳以上の都民（ただし、寝たきりの方を除く。）

【有効期間】

発行日から最初に到来する9月30日まで

【購入費用】

- （1）市民税が非課税の方または前年の合計所得金額が135万円以下の方 1,000円
- （2）その他の方 20,510円（4月から9月までは10,255円）

【窓口】

小田急バス狛江営業所（03-3480-1311）

一般社団法人 東京バス協会（シルバーパス案内専用電話 03-5308-6950）

狛江市高齢者運転免許証自主返納推進事業

【事業概要】

運転免許が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになった方に、狛江ブランド農産物または狛江市観光協会推奨商品を進呈します。

【対象者】

平成29年4月1日以降に65歳以上で運転免許証を自主返納した市内在住の方。（65歳の誕生日前の自主返納は対象外です。）

※ただし、運転免許の停止・取消しの行政処分中の方や、停止・取消し処分の基準等に該当する方等は、自主返納することができません。

【申請期間】

令和7年3月31日まで

【申請方法】

申請書、取消通知書の写し、身分証明書等の写しを道路交通課に提出（取消通知書は警察署等で自主返納手続きを行うと交付される書類です。）

特典内容は、狛江ブランド農産物及び狛江市観光協会推奨商品から申請時に選択します。（狛江ブランド農産物は引き渡し時期に制限があります。）

【窓口】 道路交通課交通対策係（03-3430-1314）

認知症支援

認知症普及啓発（認知症への正しい理解）

【事業概要】

認知症の人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「共生」に向けた地域づくりを進めます。

（１）認知症啓発イベント

認知症に対する正しい知識を得るためのイベントを実施します。

（２）認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を温かく見守る「認知症サポーター」になっていただくための講座です。１時間から１時間半の講義を受講すれば、どなたでも認知症サポーターになることができます。

（３）認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、認知症に対する理解をさらに深め、その知識を活かして地域で活躍していただくための講座です。

【対象者】

どなたでも参加可能

【手続き（方法、期間）】

（１）認知症啓発イベント・（３）認知症サポーターステップアップ講座
詳細は、広報こまえでお知らせします。

（２）認知症サポーター養成講座

市民向けに定期開催しているほか、企業、各種団体、小・中学校等でも実施しています。開催希望があればご連絡ください。講座修了者には、サポーターの「目印」として、オレンジリングをお渡しします。

【費用】

無料

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

認知症家族支援


【事業概要】


(1) 家族介護者の会

認知症の家族を介護している方同士の交流や情報提供を行う会です。

名 称	会場	連絡先
家族介護者サロン	市役所防災センター	高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1251)
こまえ正吉苑ケアラーの会	こまえ正吉苑	地域包括支援センター こまえ正吉苑(03-5438-2522)
介護をされているご家族のおしゃべり会	狛江共生の家「多麻」、 ふらっとなんぶ	地域包括支援センター こまえ苑 (03-3489-2422)
ほっとカフェ in 杉の子	杉の子	あいとぴあ地域包括支援センター(03-5438-3565)

狛江市認知症あんしんガイド(狛江市認知症ケアパス)





認知症の方とそのご家族、地域住民のみなさんに向けた市内の認知症総合ガイドブックです。

- ・ 狛江市認知症ケアパス
- ・ 認知症の理解
- ・ 窓口・サービス一覧
- ・ 家族の方へ
- ・ 地域でできること等

(2) 認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域の方、ケアに携わる専門職が集い交流できる場です。

名 称	会場	連絡先
さくらカフェ	こまえ正吉苑二番館	地域包括支援センターこまえ正吉苑(03-5438-2522)
せせらぎカフェ	狛江共生の家「多麻」、ふらっとなんぶ	地域包括支援センターこまえ苑(03-3489-2422)
KOMA CAFE +	デイプラス狛江のいずみ敷地内	あいとぴあ地域包括支援センター(03-5438-3565)
クオールカフェ	クオール薬局狛江店	クオール薬局狛江店(03-3430-3531)
あまね茶屋	あまね訪問看護ステーション	あまね訪問看護ステーション(03-6316-9866)
慈恵結びの会	東京慈恵会医科大学医学部看護学科	東京慈恵会医科大学医学部看護学科 03-3430-8686(内線 2765)

(3) つどいの場みらい cafe ひといき

チームオレンジとして、カフェ、困りごとの相談やサポート、参加者の声をもとにしたイベントの企画を行っています。

(4) 夜間の介護相談会(電話・オンライン可)

医療・介護の専門職による個別相談会です。仕事等で日中の相談が難しい方のために、日中から夜間にかけて行います。

【手続き・窓口】

(1)・(2) 表中の「連絡先」

(3)・(4) ケアステーションMIRAI (03-6773-9084)

認知症高齢者位置情報提供サービス

【事業概要】

認知症の高齢者が外出中に所在不明になってしまったときの早期発見及び保護を支援することにより、本人の安全確保と介護者の負担を軽減します。認知症による一人歩きが見られる高齢者に端末機を携帯してもらい、介護者の照会に対して、24時間体制で端末機の位置情報を提供します。

※端末機はレンタル品です。利用取消しの際には、返却していただきます。

【対象者】

次のすべてに該当する方

- (1) 市内に居住する65歳以上の方（初老期認知症の方は65歳未満も含む。）で、位置情報提供サービスが必要と認められる在宅の認知症高齢者
- (2) 介護保険法に規定する主治医の意見または医師の診断の結果、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡaからMまでの範囲と認められた方

【手続き】

窓口で申請後、地域包括支援センター職員が訪問調査を行い、市がサービス利用の可否を決定します。利用決定後は、市が本サービスを委託している事業者と利用契約を結んでいただきます。

【費用】

機器使用料 月額550円（消費税込）（※委託事業者による口座振替）

【窓口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）または
各地域包括支援センター（2ページ参照）

認知症の早期発見・早期対応

【事業概要】

認知症を早期に発見し、早期に相談や診断・治療、生活環境の整備につなげます。

(1) 認知症チェックサイト

どなたでも、HPに掲載された専用サイトで、認知症の兆候を簡単にチェックすることができます。

(2) 認知症早期発見チェックリストの送付

65歳以上の方に、毎年7月上旬に認知症の早期発見を促すためのチェックリストを送付します。

(3) もの忘れ相談会

認知症サポート医、地域包括支援センター職員が、もの忘れや認知症が心配な本人または家族、関係者の相談に応じます。

(4) 認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医、医療・介護の専門職がチームとなって、医療や介護サービスを受けずに、自宅で生活をしている認知症の方等の相談に応じ、集中的な支援を行います。

【手続き】

(3) もの忘れ相談会

広報こまえまたは市ホームページで日程を確認のうえ、お申込みください。

(4) 認知症初期集中支援チーム

事前予約の上、ご相談ください。

【費用】

無料

【窓口】

(1)～(3) 高齢障がい課高齢者支援係 (03-3430-1251)

(4) 各地域包括支援センター (2ページ参照)

福祉相談課相談支援係 (03-3430-1246)

あんしん狛江

【事業概要】

福祉サービスを利用する方が、地域で安心してサービスを選択し利用できるよう以下の事業を行います。

《事業1》福祉サービス利用援助（地域福祉権利擁護事業）

（1）利用できる方

市内に住民登録があり、かつ居住をしており、①または②に該当する方

①判断能力が十分でなく、認知症等もの忘れのある高齢の方、知的障がいや精神障がいのある方

②判断能力は十分だが、日常生活を営むのに必要なサービス等の利用に際して支援の必要な高齢の方、身体障がいのある方

（2）お手伝いの内容

・福祉サービスの利用援助

介護保険などの福祉サービスを使う手続き、福祉サービス利用料の支払いのお手伝い

・日常的金銭管理

通帳・預貯金の管理や公共料金などの支払いのお手伝い

・日常生活支援サービス

必要な郵便物を確認し、各種行政手続などのお手伝い

・書類などの預かり

通帳、実印、年金証書、保険証書、契約書などのお預かり

※支払いや手続きのお手伝いは、代行や同行などにより行います。

※マイナンバーカードを使っての支援やお預かりはできません。

《事業2》福祉サービス総合相談（福祉サービス総合支援事業）

（1）相談内容

・福祉サービスの利用援助、苦情調整

・弁護士による苦情、権利擁護相談

・成年後見制度の利用についての相談など

（2）相談日時

・月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

・弁護士相談（予約制） 毎月第3水曜日 午後1時～4時

【窓口】 狛江市社会福祉協議会あんしん狛江（03-3488-5603）

成年後見制度

【事業概要】

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度のほか、任意後見制度があります。

(1) 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

(2) 法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。

対象者の判断能力に応じて、家庭裁判所が「後見人」「保佐人」「補助人」のいずれかを選任し、法律で定められた範囲で、幅広く支援します。

※助成制度

資産や所得が少なく、費用的な問題で成年後見制度を利用できない方を対象とした助成制度があります。

上記の制度等について、ご不明な点がございましたら以下の窓口へお問合せください。

【窓 口】

福祉政策課福祉政策係 (03-3430-1240)

狛江市社会福祉協議会あんしん狛江 (03-3488-5603)

住まい

シルバーピア（いわど・のがわ・いずみ）

【事業概要】

住宅に困っている高齢者に対して、高齢者に配慮した高齢者専用の市営集合住宅3棟（単身者向け43戸、世帯向け2戸）を提供します。

シルバーピアには、日常生活の見守りとして、居室に緊急通報装置及び生活活動を検知するセンサーが設置されているほか、入居者の生活相談や見守りを行う生活協力員（ワーカー）を配置しています。

募集は空室が発生した場合に行います。応募者の状況や心身の状態などを総合的に判断したうえで入居者を決定します。

【対象者】

以下のすべてに該当する方

- （1）市内に引き続き3年以上お住まいの方
- （2）65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の二人世帯の方（配偶者は60歳以上）
- （3）所得が定められた基準内である方（基準については別途お問い合わせください。）
- （4）持ち家に居住していない方
- （5）独立して日常生活を営むことができる方
- （6）現に住宅に困窮している方
- （7）暴力団または暴力団員等と関係を持っていない方
- （8）連帯保証人がいる方
- （9）共同住宅のため、居住ルールを厳守できる方

【手続き】

空室が発生した場合は、広報こまえ及びホームページに募集の案内を掲載します。

また募集案内・申込書は募集期間中、窓口で配布します。

【窓 口】

高齢障がい課高齢者支援係（03-3430-1251）

都営住宅（ポイント方式）

【事業概要】

都が8月上旬と2月上旬の年2回募集を行い、住宅に困っている度合い（ポイント）の高い方から入居者を決定します。家族向のみの募集です。

【対象者】

以下のすべてに該当する方（主要なもの）

- （1）申込者が都内に継続して3年以上お住まいの方
- （2）同居親族がいる方
- （3）入居する世帯が次のいずれかにあてはまる方
 - ①ひとり親世帯（父子・母子世帯）
 - ②高齢者世帯
 - ③心身障がい者世帯
 - ④多子世帯
 - ⑤特に所得の低い一般世帯
- （4）所得が定められた基準内である方
- （5）住宅に困っている方（住宅・土地を所有していないなど）
- （6）暴力団員ではない方及び同居親族に暴力団員がいない方

【手続き】

申込期間及び募集案内・申込書の配布期間は、募集時期に広報東京都または広報こまえでご確認いただくか、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター（03-3498-8894）にお問合せください。

募集案内・申込書は市役所（2階エレベーター横、夜間と土・日・祝日は宿直室）・都庁・都内他区市町村役所・東京都住宅供給公社で配布します。

※配布期間は申込期間より短いためご注意ください。

【窓 口】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター（03-3498-8894）

テレホンサービス（03-6418-5571）

ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

都営住宅入居者募集サイト

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html

都営住宅（抽選方式）

【事業概要】

都が2月上旬、5月上旬、8月上旬、11月上旬の年4回募集を行い、抽選により入居者を決定します。家族向、単身者向、シルバーピア等があります。

【対象者】 以下のすべてに該当する方（主要なもの）

- (1) 都内にお住まいの方（募集世帯区分によっては3年以上）
- (2) 同居親族がいる方（単身者向は同居親族がいないこと。）
- (3) 所得が定められた基準内である方
- (4) 住宅に困っている方（住宅・土地を所有していないなど）
- (5) 暴力団員ではない方及び同居親族に暴力団員がいない方

※募集世帯区分によって資格が異なりますので、必ず募集案内をご確認ください。

【手続き】

43ページの「手続き」の項と同じ。

【窓口】

43ページの「窓口」の項と同じ。

都営住宅（随時募集）

【事業概要】

家族向けに都営住宅の随時募集（先着順）を行っています。

【対象者】

上記「都営住宅（抽選方式）」の「対象者」の項と同じ。

【手続き】

都営住宅入居者募集サイト（又は電話）にてお申込みください。

【窓口】

都営住宅入居者募集サイト

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html

オンラインでの申し込みが難しい方は、お電話での申し込みを受け付けます。

随時募集専用ダイヤル（03-5467-9266）

都営住宅（毎月募集）

【事業概要】

毎月中旬から下旬に募集を行い、抽選により入居者を決定します。家族向、単身者向等があります。

【対象者】

44 ページの「都営住宅（抽選方式）」の「対象者」の項と同じ。

【手続き】

郵送または都営住宅入居者募集サイトにてお申込みください。

【窓 口】

43 ページの「窓口」の項と同じ。

都営住宅（地元割当募集）

【事業概要】

市民を対象に 5 月と 11 月に市内の都営住宅の募集を行う場合があります。都の 5 月上旬と 11 月上旬の都営住宅（抽選方式）の募集と重複して応募できます。

【対象者】

市民であり、44 ページの「都営住宅（抽選方式）」の「対象者」に該当する方。

【手続き】

広報こまえまたは市ホームページでご確認ください。募集案内・申込書は市役所（2 階エレベーター横、夜間と土・日・祝日は宿直室）で配布します。

【窓 口】

まちづくり推進課住宅担当（03-3430-1359）

老人ホームなどの施設の概要

種 類	概 要	主な特徴
有料老人ホーム	高齢の入居者に、食事や生活サービス、介護を提供する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームにより料金や規模の違いが大きい。 ・入居時に前払金が必要な場合がある。 ・ホームスタッフが介護を行う場合が多い。
サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談などを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの内容、料金は住宅によって異なる。賃貸借契約であることが多い。 ・介護が必要になった場合、原則として外部の介護保険サービスを利用する。
軽費老人ホーム（ケアハウス）	独立生活に不安がある高齢者が、低廉な料金で利用できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要になった場合、退所を求められることがある。 ・施設のスタッフが介護を行うところと、外部サービスの利用が必要なところがある。
都市型軽費老人ホーム	都市部などで面積要件を緩和し、家賃等を低額に抑えた軽費老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・自炊できない程度の健康状態で、独立した生活に不安が認められる60歳以上の方が対象となる。 ・介護保険は外部サービスを利用する。
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者が少数で共同生活を送りながら、介護や身の回りの世話等を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームがある市の住民限定で、要支援2以上の認知症の方が対象となる。 ・家庭的な環境で生活することができる。 ・グループホームのスタッフが介護等を行う。
特別養護老人ホーム	常時介護が必要で在宅介護が困難な高齢者に、介護サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則要介護3以上の方を対象に、重度の介護にも対応可能である。重度者を優先的に入所させる。 ・所得により低廉な費用で利用できる。 ・個室の場合追加費用が必要なことがある。
老人保健施設	症状は安定しているが自宅での生活が困難な高齢者に、医療ケアと介護、生活サービス等を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1以上の方を対象に、病院と自宅の中間的な位置付けで、自宅復帰を目指したりハビリを受けられる。 ・所得により低廉な費用で利用できる。 ・個室の場合追加費用が必要なことがある。

特別養護老人ホームの申込方法

【事業概要】

特別養護老人ホームは、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方を対象とします。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

【対象者】

介護保険の要介護認定において、原則要介護3以上の認定を受けている方（やむを得ない事情がある場合は、要介護1・2の方も入所可能）です。

【申込方法】

原則希望施設に申込書等を持参するか、郵送または電子メール（市内施設のみ）で直接申し込みます。本人または家族の申込みが原則ですが、介護支援専門員（ケアマネージャー）や地域包括支援センター職員に代行を委任することができます。

【必要なもの】

- ・指定介護老人福祉施設入所申込書
 - ・直近のサービス利用票（在宅で介護保険サービスを利用している方のみ）
- ※窓口には「申込みの手引き（申込書付き）」があります。

【入所者の決定】

常時介護を必要とし、かつ居宅での介護が困難な方に優先性と公平性を確保するために点数制をとっています。

《評価項目》

- ①本人の身体状況（要介護度・認知症の度合いなど）、②介護者の状況（介護者の有無、健康状態など）、③住宅の状況（介護が困難な住宅の状況など）、④サービス利用状況

【入所までの流れ】

- （1）入所希望施設へ「指定介護老人福祉施設入所申込書」を提出
- （2）「指定介護老人福祉施設入所申込書」に基づく点数化（第一次評価）
- （3）点数の高い方から各施設の待機者名簿に搭載
- （4）待機者名簿上位者の方に対し施設入所相談員が面接を実施
- （5）各施設における入所検討委員会において、面接結果等を踏まえ、入所の可否について検討（第二次評価）
- （6）入所決定

【窓 口】

高齢障がい課介護保険係（03-3430-1262）

特別養護老人ホーム（市内施設・市外協力施設）一覧表

施設名	所在地	交通案内
こまえ 苑	〒201-0005 狛江市岩戸南4-17-17 電話 03-3489-2404 FAX 03-3489-2587 メール tokuyouss@komaeen.or.jp	○狛江駅より小田急バス宇奈根行「こまえ苑」下車 ○狛江駅または和泉多摩川駅より小田急バス喜多見住宅行「喜多見住宅」下車徒歩3分 他、こまバス（市内循環バス）も有
こまえ 正吉苑	〒201-0001 狛江市西野川2-27-23 電話 03-5438-0555 FAX 03-3488-0056 メール komae@shoukichi.org	○狛江駅または調布駅より小田急バス成城学園前駅西口行「御台橋」下車徒歩8分 ○狛江駅北口よりこまバス（市内循環バス）北ルート「こまえ正吉苑入口」下車
こまえ 正吉苑 二番館	〒201-0001 狛江市西野川4-8-8 電話 03-5761-1040 FAX 03-3430-5272 メール komae2@shoukichi.org	○狛江駅北口よりこまバス（市内循環バス）北ルート「前原公園北口」下車徒歩5分 ○国領駅より徒歩15分
桜ヶ丘 延寿ホ ーム	〒206-0021 多摩市連光寺1-1-1 電話 042-373-4768 FAX 042-373-2200	○聖蹟桜ヶ丘駅より徒歩13分 ○聖蹟桜ヶ丘駅より京王バス諏訪四丁目・鶴川行、または京王・小田急永山駅より京王バス聖蹟桜ヶ丘駅行「新大栗橋」下車徒歩5分
いなぎ 正吉苑	〒206-0823 稲城市平尾4-16-1 電話 042-331-2001 FAX 042-331-2004	○若葉台駅より徒歩18分 ○若葉台駅より稲城市コミュニティバス平尾団地行「正吉苑前」下車 ○新百合ヶ丘駅より小田急バス稲城駅行・稲城市立病院行・駒澤学園行「平尾浄水場」下車徒歩5分 他
○いなぎ 苑	〒206-0804 稲城市百村255 電話 042-379-5500 FAX 042-379-5131	○稲城駅より徒歩15分 ○南多摩駅より徒歩20分 ○稲城駅または若葉台駅より稲城市コミュニティバス「いなぎ苑前」下車徒歩1分

施設名	所在地	交通案内
◎みやま 大樹の苑	〒192-0152 八王子市美山町 1463 電話 042-651-0161 FAX 042-651-0136	○高尾駅より西東京バス美山町行「萩園」 下車徒歩 4 分 ○八王子駅、京王八王子駅または西八王子 駅より西東京バス恩方ターミナル行「恩 方ターミナル」下車徒歩 10 分
◎第二 万寿園	〒189-0024 東村山市富士見町 2 - 1 - 2 電話 042-394-4855 FAX 042-397-3594	○久米川駅より西武バス第 3 小学校まわり 「万寿園」下車 ○立川駅より西武バス久米川駅行「万寿園 前」下車

《注意》

- ①○印のついた施設は、胃ろうの方も対応可能な施設です。
- ②◎印のついた施設は、経管栄養、胃ろうの方も対応可能な施設です（第二万寿園は、経管の方は早期胃ろうへの転換を条件とする場合のみ受付対応可）。
- ※経管栄養、胃ろうの方の受付については随時状況が変わりますので、直接施設へお問合せください。
- ※市外協力施設とは、過去に建設費補助を行った施設であるため、狛江市民の入所実績があり、ご案内している施設です。
- ※掲載以外の特別養護老人ホームについては、申込みのできる施設がありません。詳細は各施設へ直接お問合せください。

みんなのあんしん介護保険



介護保険サービスを利用するための手順やサービスの内容をわかりやすくまとめたパンフレットです。

介護保険料の仕組みなど介護保険制度全般について解説しています。

※令和 6 年 5 月 令和 6 年度版発行

おススメ
の一冊！

住まい探しの相談窓口

【事業概要】

高齢者や障がい者など、様々な事情により住まいの確保にお困りの方からの相談を受け付け、要望に見合う民間賃貸住宅とのマッチングを行います。
※公営住宅は対象外です。

【対象者】

高齢者、障がい者、子育て家庭など

【実施日時】

原則毎月第1火曜日（計3枠）

午前10時～10時30分

午前10時45分～11時15分

午前11時30分～12時

【費用】

無料

【窓口】

福祉政策課福祉政策係（03-3430-1240）に申込み（事前予約制）

その他

障害者控除対象者認定書の交付

【事業概要】

確定申告で所得税および住民税（市民税・都民税）の障害者控除を受ける場合、身体障害者手帳などの提示が必要ですが、身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも障がい者または特別障がい者に準ずると認められた方は障害者控除の対象となります。対象者には障害者控除対象者認定書を発行します。

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- （１）65歳以上である方
- （２）障害者控除の対象となる年の12月31日時点で要介護1以上の認定を受けている方
- （３）介護保険主治医意見書に記載された障害高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度が判定基準を満たしている方

【判定基準】

要介護1以上の方

- ・介護保険主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1以上の方…障害者
- ・介護保険主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がII A以上の方…障害者

要介護3以上の方

- ・介護保険主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の方…特別障害者
- ・介護保険主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がIII A以上の方…特別障害者

【所得金額からの控除額】

区 分	障害者控除	特別障害者控除
所得税	27万円	40万円
市民税・都民税	26万円	30万円

【窓 口】

高齢障がい課介護保険係（03-3430-1262）

特別障害者手当

【事業概要】

重度の障がいのために必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給し、障がい者の福祉の向上を図るものです。

【対象者】

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方

【手続き】

申請のあった月の翌月分から2月、5月、8月、11月に指定の銀行等の本人口座に振り込みます。

【手当額】

月額28,840円（令和6年4月1日時点）

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は支給することができません。

- (1) 施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、療養介護を行う病院など）に入所している場合
※グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は「施設」に該当しません。
- (2) 病院または診療所（介護療養型医療施設及び介護老人保健施設を含む。）に継続して3か月を超えて入院している場合
- (3) 受給者本人または扶養義務者の所得が、所得制限の基準額を超える場合

【窓 口】

高齢障がい課障がい者支援係（03-3430-1249）

狛江市シルバーガイドブック（令和 6 年度版）
（登録番号 R 6 -17）

発行日	令和 6 年 9 月
編集・発行	狛江市福祉保健部高齢障がい課 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 電話 03（3430）1111
市内印刷	無 償

